

第2章 他動性と使役性

2.1 はじめに

他動性と使役性の違いが主に議論されるのは、他動詞文と自動詞文の使役文の対立を説明する際である。他動詞文と自動詞文の使役文は、例えば、「固める」と「固まらせる」のように同じ項構造を持ち、ほぼ同様の事態を表すため、どのような場合に他動詞文が用いられ、どのような場合に使役文が用いられるのかという選択問題が浮上してくるからである。本論文においても、状態述語文の他動化と使役化の構文的特徴と意味的特徴を明らかにするにあたって、この他動性と使役性の違いの問題は議論の対象になる。そこで、本章では他動性と使役性の問題について先行研究を概略し、本論文で考える他動性と使役性の違いについて述べることにする。

2.2 他動性と使役性

2.2.1 他動性

他動性(transitivity)とは、主に動詞の統語論的・意味論的特性の一つである。一般的に言えば、直接目的語(direct object)を取る動詞は他動性をもつ、他動性をもつ動詞を他動詞(transitive verb)という。他動性を欠く動詞を自動詞(intransitive verb)という(『現代言語学辞典』(1988))。つまり、他動性は「主語の動作・行為が目的語に及ぶこと」であり、この概念的定義を表すのが他動詞であるということである。したがって、他動性と他動詞の関係は言語の意味と形式の関係になぞらえるもので、分離不可能なものなのである。本節では、現代日本語の他動詞と他動性について、先行研究を踏まえつつ考察していきたい。

他動性に関する研究としては、Hopper and Thompson(1980)、ヤコブセン(1989)、角田(1991)などがあげられる。これらの研究はプロトタイプ的な観点から他動性について考察している。Hopper and Thompson(1980)は、他動性の高低を左右する意味的要素を次の(1)のように提案し、(1)の High に属する値を多く持てば持つほど、他動性は高まり、Low

に属する値を多く持てば持つほど、他動性は低くなると論じている。

Hopper and Thompson(1980)

	HIGH	LOW
(1) A. PARTICIPANTS	2 or more participants A (Agent) and O (Object)	1 participants
B. KINESIS	action	non-action
C. ASPECT	telic	atelic
D. PUNCTUALITY	punctual	non-punctual
E. VOLITIONALITY	volitional	non-volitional
F. AFFIRMATION	affirmative	negative
G. MODE	realis	irrealis
H. AGENCY	A high in potency	A low in potency
I. AFFECTEDNESS OF O	O totally affected	O not affected
J. INDIVIDUATION OF O	O highly individuated	O non-individuated

例えば、次の二つの文の他動性を比べてみると、(2a)より(2b)の方が他動性が高いと指摘している。なぜなら、(2b)は次の(3)に示すように、(2a)より(1)の High に属する値を多く持つからである。

(2) a. Jerry likes beer.

b. Jerry knocked Sam down.

(3) Kinesis : action.

Aspect : telic.

Punctuality : punctual.

Affectedness of O : total.

Individuation of O : high ; referential, animate, and proper.

ヤコブセン(1989)、角田(1991)でも、プロトタイプ的な観点から他動性の原型を次のように規定している。

ヤコブセン(1989)

- (4) a. 関与している事物(人物)が二つある。
すなわち、動作主(agent)と対象物(object)である。
- b. 動作主に意図性がある。
- c. 対象物は変化を被る。
- d. 変化は現実の時間において生じる。

角田(1991)

- (5) 参加者が二人(動作者と動作の対象)またはそれ以上いる。動作者の動作が対象に及び、かつ、対象に変化を起こす。
(動作者と対象は無生名詞句の場合もある。従って、二人でなく、二つの場合もある。)

ヤコブセン(1989)や角田(1991)であげている他動性の原型についてまとめると、他動性の原型とは主語の働きかけが目的語に及び、かつその働きかけの結果、目的語に変化が生じることを表す概念であるといえる。本論文では、ヤコブセン(1989)や角田(1991)であげている他動性の原型に基づいて議論を進めることにする。

それでは、すべての他動詞が(4)、(5)で表しているような他動性を表すのだろうか。他動詞には上にあげたような他動性を表すものもあれば、表さないものもある。"池上(1981)でも指摘されているように、他動詞には働きかけのみを表し、その働きかけの結果は含意しない他動詞もあれば、働きかけとその働きかけの結果をも含意する他動詞もあるということである。そこで、他動性と現代日本語の他動詞について考えてみることにする。現代

*1 池上(1981)には次のような指摘が見られる。

一般に、ある意図的な行為がなされた場合、その行為によってある結果が意図されていることがある。その種の<行為>を表わす動詞には、意図された結果の<達成>までもをその意味範疇の中に含んでいるものと、<行為>だけを表わして、意図された結果の<達成>まではその意味範疇に含んでいないものがある。前者は例えば英語の「kill」や日本語の「殺す」で、相手の死が達成されたことまでを意味する。後者は例えば英語の「invite」や日本語の「招待する」で相手は必ずしも招待に応じて来るとは限らない。(池上 1981, pp.266 ~ 267)

日本語の他動詞は、周知の通り、対応する自動詞があるか否かで二種類に分けられる。早津(1989a)では、対応する自動詞を持つ他動詞を有対他動詞、対応する自動詞を持たない他動詞を無対他動詞と呼んでおり、有対他動詞には、働きかけの結果の状態に注目する動詞が多く、無対他動詞には、働きかけの過程の様態に注目する動詞が多いと述べている。例えば、「乾く」という自動詞を持つ有対他動詞「乾かす」と無対他動詞「干す」をあげ、その意味的違いについて説明している。

- (6) a. 洗濯物を乾かす。
b. 洗濯物を干す。
- (7) a. ?洗濯物を乾かしたがまだ濡れている。
b. 洗濯物を干したがまだ濡れている。
- (8) a. ?洗濯物を日当たりのいい所に乾かして干した。
b. 洗濯物を日当たりのいい所に干して乾かした。

(6a)と(6b)は類似した意味を表している。ただし、(6a)の有対他動詞「乾かす」は、何らかの方法で「洗濯物」の水分をなくすことを表しており、その手段としていかなる動作をするか、すなわち日光に当てるのか乾燥機を使うのかといったことは問題にされていない。一方、(6b)の無対他動詞「干す」は、「洗濯物」を物干し竿に掛けるなどの動作を行うことを表しており、「洗濯物」の水分がなくなるかどうかは問題にされていないと述べている。そして、(7a)、(8a)が容認しがたい文であるのに対して(7b)、(8b)が容認できる文であるのはそのためであると述べている。

早津(1989a)で指摘している有対他動詞と無対他動詞の意味的特徴を(4)や(5)の他動性の原型と関連づけて捉え直してみる。

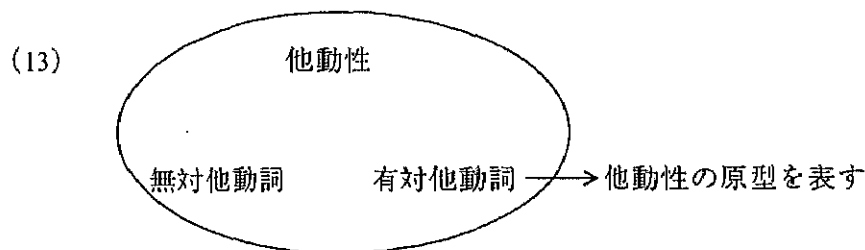
- (9) a. 太郎は机を壊した。
b. 机が壊れた。
- (10) a. 太郎はドアを開けた。
b. ドアが開いた。
- (11) a. 太郎は次郎を殴った。
b. 太郎はドアを押した。

(9a)、(10a)の「壊す」「開ける」は、対応する自動詞「壊れる」「開く」を持つ有対他動詞であり、(11a)、(11b)の「殴る」「押す」は対応する自動詞を持たない無対他動詞である。有対他動詞を述語とする他動詞文(9a)、(10a)は、「太郎」の働きかけとその働きかけの結果「机」や「ドア」に生じる変化をも含意している。そして、自動詞文(9b)、(10b)が「太郎」の何らかの働きかけによって生じる「机」や「ドア」の変化に関する情報を表している。一方、無対他動詞を述語とする他動詞文(11a)、(11b)は、「太郎」が何らかの働きかけを行うことは表しているが、その働きかけの結果、「次郎」や「ドア」に何らかの変化が生じることは含意していない。つまり、「次郎」が殴られてどうなったかや「ドア」が押されてどうなったかという殴られた「次郎」の状態や押された「ドア」の状態に関する情報は問題にしていけないのである。そして、そのような情報を表す自動詞文も存在しない。まとめると、次のようになる。

(12) 有対他動詞：「働きかけ+変化」を表し、変化は自動詞文で表される。

無対他動詞：「働きかけ+()」を表し、自動詞文は存在しない。

以上から、有対他動詞、無対他動詞と(4)や(5)の他動性との関係について、次のようなことがいえそうである。(4)や(5)のヤコブセン(1989)、角田(1991)の他動性の定義に該当するのは、有対他動詞である。つまり、有対他動詞が他動性の原型を表す形式であるということである。無対他動詞は働きかけのみを表し、変化は含まないので、他動性の原型を表すわけではない。



そして、有対他動詞が表す他動性をさらに分解していえば、次の(14)のように主語が目的語に働きかけるという出来事とその働きかけを受けた目的語に変化が生じるという出来事の2つの出来事が存在するということになる。そして、この二つの出来事の間には因果関係が成立する。ただし、他動詞文は意味的に想定されるこの二つの出来事を一つの文に

収めている。この有対他動詞が表す他動性は 2.3 節で述べるように使役性とも関連する。

(14) a. 出来事(event)が二つ存在する。

b. 出来事 1(働きかけ)が発端となって、出来事 2(変化)が生起する。

つまり、出来事 1 と出来事 2 との間には因果関係が成り立つ。

(12)に示したような有対他動詞と無対他動詞の意味的特徴は、それらの動詞が取る目的語の性質にも反映されていると考えられる。そこで、有対他動詞と無対他動詞が取る目的語について検討してみることにする。次に有対他動詞と対応する自動詞(有対自動詞)の一部をあげる。

<有対他動詞—有対自動詞>

折る—折れる	切る—切れる	崩す—崩れる	潰す—潰れる
曲げる—曲がる	壊す—壊れる	破る—破れる	割る—割れる
縮める—縮む	伸ばす—伸びる	広げる—広がる	固める—固まる
煮る—煮える	焼く—焼ける	焦がす—焦げる	冷ます—冷める
乾かす—乾く	濡らす—濡れる	汚す—汚れる	染める—染まる
決める—決まる	定める—定まる	始める—始まる	止める—止まる
はめる—はまる	消す—消える	滅ぼす—滅びる	絶やす—絶える
上げる—上がる	流す—流れる	移す—移る	落とす—落ちる
降ろす—降りる	転がす—転がる	下げる—下がる	沈める—沈む
取る—取れる	抜く—抜ける	はずす—はずれる	はがす—はがれる
はぐ—はげる	離す—離れる	ほどく—ほどける	もぐ—もげる
付ける—付く	植える—植わる	埋める—埋まる	納める—納まる
詰める—詰まる	掛ける—掛かる	重ねる—重なる	備える—備わる
集める—集まる	止める—止まる	入れる—入る	倒す—倒れる
起こす—起きる			

上にあげた有対他動詞の目的語である「を」格名詞句、すなわち、有対自動詞の主語である「が」格名詞句に関して、早津(1987)ではその意味的特徴と統語的特徴について次の

ように指摘している。

- ①非情物(本論文で言う無生名詞句)を主語とすることが多い。
- ②働きかけによってひきおこしうる非情物の変化を表すことが多い。

早津(1987)によれば、有対他動詞は無生名詞句の「を」格名詞句を目的語に取ることが多いようである。これは、有対他動詞が主語の働きかけによって、目的語である「を」格名詞句に変化が生じることを表す意味的特徴を持つため、変化の対象である「を」格名詞句は意志性を持つ有生名詞句ではなく、主語の意志で変化させることが容易な無生名詞句であることが望ましいからであると考えられる。

一方、無対他動詞は「を」格名詞句に有生名詞句も無生名詞句もくることができるが、それは無対他動詞の意味的特徴の表れである。つまり、無対他動詞は働きかけのみを表し、その働きかけの結果までは含意しないという意味的特徴をもつため、「を」格名詞句には有生名詞句も無生名詞句もくることができるのではないかと考えられる。次に無対他動詞の一部をあげる。

<無対他動詞>

要する、占める、含む、秘める、兼ねる、支える、保つ、守る、補う、こらえる
防ぐ、遮る、妨げる、断る、拒む、阻む、避ける、よける、よす、休む、怠ける
怠る、考える、思う、許す、認める、知る、比べる、みなす、捜す、蹴る、殴る
押す、たたく、踏む、握る、

では、働きかけの対象が有生名詞句で、かつ働きかけの結果有生名詞句に変化が起こることを表す表現形式はないのか。使役を表す形式「(さ)せ」がその役割を担っている。有対他動詞を用いる代わりに、有対他動詞と対応関係にある自動詞を使役化することで有生

名詞句に対する働きかけとその結果生じる変化をも表すことができるのである。² 使役に関しては次節で述べることにする。

本論文の第3章、第4章で考察する「～く(に)する」構文は、有対他動詞が表す他動性と同様の他動性を表すと考えられる。なぜなら、次の(15)、(16)のように、他動詞文「～く(に)する」は働きかけとその結果生じる変化をも含意する表現であり、その変化については自動詞文「～く(に)なる」が表しているからである。また、第5章で考察する「～ようにする」構文も、次の(17)のように働きかけとその結果生じる変化に関する情報を述べている表現であり、自動詞文「～ようになる」がその変化を表していることから、他動性を表す形式であることが分かる。³

- (15) a. 太郎は部屋を明るくする。
b. 部屋が明るくなる。
- (16) a. 私は窓のガラスを曇らなくする。
b. 窓のガラスが曇らなくなる。
- (17) a. 医者は太郎が煙草を吸わないようにする。
b. 太郎が煙草を吸わないようになる。

2.2.2 使役性

使役とは「ある事態を別の関与者が引き起こすこと」である。使役は「(さ)せ」という形式で表されるので、使役と「(さ)せ」の関係は、他動性と他動詞の関係と同様に、言語の意味と形式になぞらえるものである。使役に関する概念的な定義は様々な研究でなされている。

宮地(1969)では「(さ)せ」が表す使役の意味を次のように詳細に分類している。

*2 ここで、「有対他動詞と対応関係にある自動詞を使役化することで有生名詞句に対する働きかけとその結果生じる変化をも表すことができる」としたのは、本論文で他動詞文と自動詞文の使役文の対立を中心に議論しているためであり、有生名詞句に対する働きかけとその結果生じる変化をも表すことができるというのは他動詞文の使役文にも該当することである。

*3 「～くする」構文と「～ようにする」構文は働きかけの結果を含意するか否かという点において違いを示す。詳しくは、第5章で述べることにする。

- (18) a. ダレカがダレカを動かして、別のダレカに対してナニカするようにする意。
(これが典型的な使役の意味である、とする。)
- b. ダレカがダレカを動かして、ナニカするようにする意。
- c. ダレカがダレカの動作を許容すること。
- d. ダレカがダレカの自由放任をみとめること。
- e. ダレカの付随意的ことや迷惑なこと。

青木(1977)では、「使役とは、ある者が他者に対して、他者自らの意志において或いは主体性をもってその動作を行うようにしむけること(この場合の他者とは有情物(本論文でいう有性名詞句)に限らない。非情物(本論文でいう無生名詞句)の持つ動作実現能力・本性は、有情物の意志・主体性と同様にみなし得る)」であると述べている。

次にあげる Shibatani(1976)や西村(1998)は、宮地(1969)や青木(1977)より抽象的な定義を下している。

Shibatani(1976)では、二つの事象(event)があつて、それらの関係について次のことが当てはまる時に、その状況を使役状況と見なすとしている。

- (19) a. 事象2がもう一つの事象、つまり事象1が起こった時よりも後に起こっている。
- b. 事象1と事象2の関係は、事象2の生起が事象1に完全に依存していて、他の総ての条件が同一である場合にもし事象1が起こっていなければ事象2も起こっていないであろうという反事実的推論が下せる状態である。
- (和訳は柴谷(1982)による)

西村(1998)では、次のような状況を使役的(causative)と呼び、そのような使役的な意味を表す文を使役構文(causative constructions)と呼んでいる。

- (20) ある事態(X)とある事態(Y)との間に、Xが原因となってYが生じるという因果関係が成立する。

本論文では、Shibatani(1976)や西村(1998)の定義に基づき、議論を進めていきたい。なぜなら、使役の「(さ)せ」が描く事態はかなり広い範囲に及ぶものであり、それらを含む定義というのは「(さ)せ」が持つ最も抽象的なレベルでの意味にならざるを得ないからである。「(さ)せ」の意味を Shibatani(1976)や西村(1998)の定義に基づいて再度表してみると、次の(21)のようになる。

- (21) a. 出来事(event)が二つ存在する。
b. 出来事1(働きかけ)が発端となって、出来事2(変化)が生起する。
つまり、出来事1と出来事2の間には因果関係が成り立つ。

使役性を(21)のように規定すると、本論文で考察の対象にしている次の(22)の「～く(に)させる」構文や次の(23)の「～ようにさせる」構文も使役構文であると捉えることができる。なぜなら(22)や(23)は、働きかけを表す主文とその働きかけの結果生じる変化を表す補文からなる複文構造の文であるが、主文の事態と補文の事態の間には因果関係が成り立つと考えられるからである。「～く(に)する」構文や「～ようにする」構文も語彙的使役という観点から捉えるのであれば、使役構文ということになるだろう。

- (22) a. 人を笑わせ、楽しくさせることがあなたに与えられた使命です。
【交差点で石蹴り】
b. 内藤がそれほど深くあの男の存在に搦め捕られているらしいことが、私を辛い気分にした。
【一瞬の夏】
c. このコンプレックスは、当然の反作用として、私を不必要なまでに攻撃的にさせた。
【若き数学者のアメリカ】
- (23) a. 彼等が二度と切支丹に近づかぬようにさせることが役人たちの狙いなのでした。
【沈黙】
b. 医者は太郎に煙草を吸わないようにさせた。

2.3 他動性と使役性の類似点

2.2.1 節と 2.2.2 節では、他動性と使役性に関する概念的定義について検討した。両者の概念的定義は同じく次の(24)であったが、これは他動性と使役性が重なり合うところでもある。以下、本節では他動性と使役性の類似点(接点)について考察を進める。

- (24) a. 出来事(event)が二つある。
b. 出来事1(働きかけ)が発端となって、出来事2(変化)が生起する。
つまり、出来事1と出来事2の間には因果関係が成り立つ。

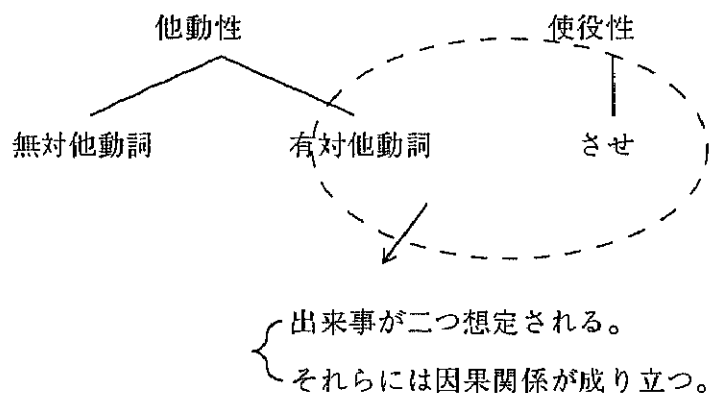
有対他動詞は他動性の原型を表すとしたが、有対他動詞が表す他動性と「(さ)せ」が表す使役性には共通する部分がある。それは、(24)にも示したように両者には意味的に出来事(event)が二つ存在し、その二つの出来事の間には因果関係が成り立つという点である。つまり、主語が目的語(対象、被使役者)に働きかけるという出来事によって、目的語(対象、被使役者)に変化が生じるという出来事が起こるという関係である。

- (25) a. 太郎は机を壊す。
b. 机が壊れる。
(26) a. 先生は太郎に本を読ませる。
b. 太郎が本を読む。

(25a)は「壊す」という有対他動詞を述語とする他動詞文である。(25a)には意味的に「太郎」が「机」に働きかけるという出来事と、その働きかけの結果、「机」に変化が起こるという出来事の二つの出来事が想定される。そして、(25a)は前者が原因となって後者が起こることを表す。(26a)は「(さ)せ」を述語とする使役文である。(26a)にも、意味的に二つの出来事が想定される。つまり、「先生」が「太郎」に指示するなどの使役行為を行う出来事と、その使役行為の結果、「太郎」が本を読むという行為を行う出来事である。そして、(26a)は前者の使役行為が原因となって、後者の被使役事態が起こることを表す。このように、(25a)と(26a)には意味的に二つの出来事が想定されるが、構文的には(25a)は単文構造をなしており、(26a)は複文構造をなしている。つまり、(25a)の他動詞文は意

味的に想定される二つの出来事を一つの文で表しており、対応する自動詞文(25b)が変化の出来事を表している。一方、(26a)の使役文は、使役行為を表す主文の「先生が～(さ)せる」と使役行為の結果を表す補文の(26b)「太郎が本を読む」の二つの文からなる複文になっている。

以上から、有対他動詞が表す他動性と「(さ)せ」が表す使役性には、共通点が見られることが分かる。それは両者にはそれぞれ二つの出来事が存在し、それらの間には因果関係が成り立つということである。有対他動詞が表す他動性と「させ」が表す使役性の接点を図で示すと次のようになる。



<図 1> 他動性と使役性の接点

<図 1>のように、有対他動詞は使役の「(さ)せ」と共通する部分を持っているため、語彙的使役動詞とも呼ばれる。さらに、語彙的使役動詞による使役は語彙的使役(Lexical Causatives)、「(さ)せ」による使役は生産的に生成されるという意味で生産的使役(Productive Causatives)と呼ばれる。*本論文では、語彙的使役や生産的使役という用語を用いず、他動詞と使役という用語を用いることにする。

*4 語彙的使役(Lexical Causatives)と生産的使役(Productive Causatives)という分類は、Shibatani(1976)でなされているものである。生産的使役(Productive Causatives)とは、「行かせる」「読ませる」などのような「動詞+(さ)せ」形式を指す。

2.4 他動性と使役性との相違点

2.3 節では他動性と使役性の類似点を述べたが、本節では両者の相違点について検討する。2.1 節「はじめに」でも触れたように、他動性と使役性の違いが問われるのは、他動詞文と自動詞文の使役文の対立を説明する際である。なぜなら、他動詞文と自動詞文の使役文は同じ項構造を持っており、ほぼ同様の事態を表すからである。したがって、他動詞文を選択するか、使役文を選択するかという選択原理には他動性と使役性の違いが反映されているはずである。そこで、以下 2.4.1 節と 2.4.2 節では、他動詞文と自動詞文の使役文の選択原理について先行研究の概略を行い、2.4.3 節では先行研究の成果を踏まえ本論文の立場を述べることにする。

2.4.1 「を」格名詞句の有生・無生

他動詞文と自動詞文の使役文の選択原理に最も基本的にかかわっているのは、働きかけの対象である「を」格名詞句の有生・無生である。Shibatani(1976)でも指摘されているように、例えば次の(27)のように働きかけの対象が無生名詞句(「椅子」)の場合は他動詞文が用いられ、次の(28)のように有生名詞句(「子供」)の場合は使役文が用いられる。

- (27) a. 椅子を立てる。
b. *椅子を立たせる。
- (28) a. *子供を立てる。
b. 子供を立たせる。

「を」格名詞句の有生・無生は他動詞文と自動詞文の使役文の選択において最も基本的な原理であると考えられる。つまり、他動詞文も使役文も働きかけとその結果生じる変化をも含意する形式であるが、その変化の対象が無生名詞句の場合は他動詞文が選択され、有生名詞句の場合は使役文が選択されるということである。ただし、このような「を」格名詞句の有生・無生では他動詞文と自動詞文の使役文の分布を説明できない場合がある。この点に関しては次節で述べる。

2.4.2 「を」格名詞句の自発性・意志性

本節では、2.4.1 節で述べた他動詞文と自動詞文の使役文の最も基本的な選択原理からはずれるように思われる例を取り上げる。例えば、「人を集める」「人を部屋に入れる」などのように有生の「を」格名詞句の場合に他動詞文が選択されたり、「ゼリーを固まらせる」「セーターを縮ませる」のように無生の「を」格名詞句の場合に使役文が選択されたりする例である。このような例は他動性と使役性の違いが単に働きかけの対象が有生名詞句であるか、無生名詞句であるかだけでは説明できないことを示唆している。このような問題について先行研究ではどのように説明しているのか。

まず、次の(29)～(34)のように有生の「を」格名詞句で他動詞文が選択されている場合について検討する。

- (29) a. 学生を集める。
b. 学生を集まらせる。
- (30) a. 太郎を部屋に入れる。
b. 太郎を部屋に入らせる。
- (31) a. 通行人を止める。
b. 通行人を止まらせる。
- (32) a. 子供を帰す。
b. 子供を帰らせる。
- (33) a. 社員を残す。
b. 社員を残らせる。
- (34) a. 私は妹を壇から降ろした。
b. 私は妹を壇から降りさせた。 (井上 1976)

(29)～(34)では、「を」格名詞句が有生名詞句なので b の使役文は当然成立するが、a の他動詞文は成立しないはずなのに成立している。ここで、a の他動詞文はどのような場合に成立するのか、また、a の他動詞文と b の使役文との意味的違いは何かということが問題になる。

前者の問題に関して言及している研究はあまり見当たらないが、Shibatani(1976)の分析

がある。Shibatani(1976)では、(29a)～(34a)のように他動詞(語彙的使役動詞)が使役的な意味で用いられるのは使役主が使役的状况と関連する目的に興味があり、かつ使役的状况とかかわる目的が慣例化されている(conventionalized)か 明確な(well-defined)場合であると述べている。例えば、映画館に入るということは映画を見るという慣例化された目的を伴うため、「映画館に入れてください」は映画館にチケットなしで入場することを許可してもらう時に適した表現で、映画館に映画を見るためではなく、単にその建物に入りたい時、例えば、トイレに行きたい場合やタバコを買いたい場合には「映画館に入らせてください」が適した表現であると説明している。

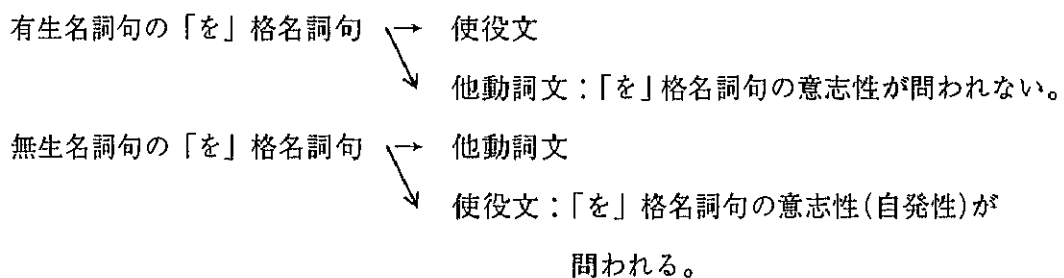
後者の問題に関しては、井上(1976)、青木(1977)の分析がある。井上(1976)では、a の他動詞文を用いると「を」格名詞句の自発性が問題にならないのに対して、b の使役文を用いると「を」格名詞句の自発的な行為を表すことができるとしている。例えば、(34a)は、「妹」が自分で壇を降りる場合にも、主語が降ろす場合にも使われるが、(34b)には、「妹」に自分で壇を降りる自発性があることが表されていると述べている。また、青木(1977)では、「他動詞の場合は客体の意志・主体性を全く没却している。故に本来意志や主体性をもたぬ物体を客体とする場合に最も適した表現であり、それを人間が客体である場合に用いるならば、それは客体の意志・主体性を無視した、人情味のない表現となり、或る場合には高圧的な雰囲気さえ生じる」と指摘している。

次に「を」格名詞句が無生物で使役文が成立する場合について検討してみる。

- (35) a. ジェリーを早く固まらせるには、冷蔵庫に入れるとよろしい。
 b. 傷を早く塞がらせるにはこの薬が一番よろしい。
 c. メアリーが水につけて、毛織物を縮ませた。 (井上 1976)
 d. 水を一度に流す。
 d'. 溝を掘って、水を流れさせる。 (青木 1977)
- (36) a. 原住民は粘土を固めて家を作る。
 a'. *原住民を粘土を固まらせて家を作る。
 b. 大型トラックが道を塞いでいた。
 b'. *大型トラックが道を塞がらせていた。
 c. メアリーが日程を縮めた。
 c'. *メアリーが日程を縮ませた。 (井上 1976)

井上(1976)では、(35)の「ジェリー」や「毛織物」のように、「を」格名詞句がたとえ無生名詞句であってもその無生名詞句に動詞が表す状態変化を実現させる自発性が認められる場合は使役文が成立するのに対して、(36)のように、「を」格名詞句に動詞が表す状態変化を実現させる自発性がない場合は使役文は成立せず、他動詞文のみが成立すると述べている。また、青木(1977)では、「自動詞+せる」型の表現が成立する場合、その作用の客体は、自動詞の表す動作を自らの能力・自らの意志によって行い得るものに限られていると述べている。したがって、自動詞の表す動作を自主的に行い得る人間の場合に成立するが、人間でなくても実現能力のあるものであればいいとし、例えば、「馬を御して牧場をまわらせる」「魚に標をつけて川を下らせる」といえるとしている。なお、無生名詞句を対象とした場合でも、対象物の能力・本性を有生名詞句の意志と同様に見なすならば、「ゼリーを固まらせる」や「水を流れさせる」という表現が成り立ち、「水を流れさせる」というのは、水そのものの能力によって流れるようにしむけるのであり、能力などを一切考慮せず一方的に事を行うのは「流す」であると述べている。なお、有生名詞句の意志と同様に見なそうにも、全くその動作を起こす能力を持たない場合には使役文は成立しないと述べている。

以上の他動詞文と自動詞文の使役文の選択原理に関する先行研究をまとめると次のようである。



2.4.3 主語のコントロールの範囲

2.4.2 節で検討したように、従来他動詞文と自動詞文の使役文の選択原理は「を」格名詞句を中心に説明されてきた。本節では、視点を「を」格名詞句から「主語」の方に移して、主語の事態成立へのコントロールという観点から、他動詞文と使役文の対立を捉え直してみたい。なぜなら、「を」格名詞句の意志性・自発性の有無に関する問題は、主語の

観点からすれば、主語の働きかけがどの範囲まで及ぶかという問題でもあるからである。つまり、他動詞文も使役文も主語(使役文においては使役主)が「を」格名詞句に何らかの働きかけを行い、その働きかけの結果「を」格名詞句に変化が生じることを表す形式であるが、「を」格名詞句がどのようなものであるかは主語の事態成立へのコントロールと密接なかかわりを持つということである。

主語の事態成立へのコントロールというのは、具体的にどのようなものだろうか。2.3節で述べたように、他動詞文と使役文は、意味的に働きかけの段階と変化の段階の二つの出来事を持つが、両構文には主語の事態成立へのコントロールが及ぶ範囲に違いがある。他動詞文は主語のコントロールが働きかけの段階と変化の段階の両段階に及ぶことを表す形式であり、使役文は主語のコントロールが働きかけの段階には及ぶが、変化の段階にまでは及ばないことを表す形式である。

(37) a. 他動詞文： 働きかけの段階 + 変化の段階

—————→

主語のコントロール

b. 使役文： 働きかけの段階 + 変化の段階

—————→

主語のコントロール

(37a)のように、他動詞文は事態成立の一部始終が主語のコントロール下にあることを表す形式であるのに対して、(37b)のように使役文は働きかけの段階は主語のコントロール下にあっても変化の段階を引き起こすのは被使役者自身であり、使役主は変化の段階には影響を及ぼさないことを表す形式であると考えられる。

このような観点から、次の(38)と(39)を捉え直してみる。

(38) a. 椅子を立てる。

b. *椅子を立たせる。 (27)の再掲

(39) a. *子供を立てる。

b. 子供を立たせる。 (28)の再掲

従来、(38)と(39)に関して、「を」格名詞句が有生名詞句である場合には使役文が選択され、無生名詞句の場合には他動詞文が選択されるという観点から説明されてきた。ここで、視点を主語の方へ移してみる。有生・無生の大きな違いは意志性を持つ存在であるか否かという点にあるが、この「を」格名詞句の意志性の有無は、主語の働きかけの力が及ぶ範囲と関係してくる。つまり、有生名詞句は意志性を持つため、主語のコントロールは働きかけの段階にとどまり、使役文が用いられるのに対して、無生名詞句は意志性を持たないため、主語のコントロールが働きかけと変化の両段階にまで及び、他動詞文が用いられるという見方が可能になる。

そして、次の(40)、(41)に関しても、(40a)、(41a)は主語のコントロールが働きかけの段階と変化の段階の両段階に及ぶことを表しているのに対して、(40b)、(41b)は主語のコントロールが働きかけの段階には及ぶが変化の段階には及ばないことを表していると説明することが可能である。これは、井上(1976)、青木(1977)のいうように(40a)、(41a)には「を」格名詞句の意志性や本性を没却したような意味合いが生じ、(40b)、(41b)には「を」格名詞句の自発性を浮き彫りにした意味合いが生じるという説明とも矛盾しないと考えられる。

- (40) a. 学生を集める。
- b. 学生を集まらせる。
- (41) a. ゼリーを固める。
- b. ゼリーを固まらせる。

ここまでの検討を見ると、他動性と使役性の対立を主語のコントロールの範囲で説明することは、「を」格名詞句の性質で説明することをただ単に別の視点から説明しているだけにすぎないように思われるかも知れない。しかし、次の(42)のような例は「を」格名詞句の性質のみではすべてを包括することができないことを示唆している。

- (42) a. 年寄りがのどにもちをつまらせた。
- b. 年寄りがのどにもちをつめた。

(42)では、「もち」がのどにつまる自発性を持っているわけではないにもかかわらず、(42)

a)の使役文が成立している。しかも、成立するはずの他動詞文(42b)は成立しない。見方によっては、もちはベタベタしていて、のどにつまる自発性があると捉えるかも知れないが、次の例のようにのどにつまる性質を全く持たない「そば」もつまらせる対象になる。

- (43) a. 10年ほど前、ある大食い番組を取材したことがある。「時間はあまり競わせたくない。早食いは危険だから」という担当者の言葉が記憶に残る。決勝戦の収録では、順調にトップを走っていた出演者がそばをのどにつまらせた。 【朝日新聞 2002.5.3】

そこで、主語のコントロールという観点から(42)を捉えてみると、使役文が選択されているのは、主語である「年寄り」のコントロールがもちを飲み込むという働きかけの段階には及んでいるが、その後のもちがのどにつまるという変化の段階にまでは及んでいないことを表すためであると考えられる。言い換えれば、「年寄り」はもちを口に入れてかむなどして、その後飲み込む行為は行っている、もちがのどにつまるということに関しては何の影響も及ぼしていないのである。したがって、(42b)のように他動詞文を用いると、他動詞文は主語のコントロールが働きかけの段階と変化の段階の両方に及ぶことを表す形式であるため、「年寄り」自身がもちを飲み込み、さらにもちをのどに押し込むなどして、もちがのどにつまるような行為をしたという解釈になってしまう。このような解釈は、経験的知識として適切ではないため、他動詞文は選択されないのである。また、次の(44)～(46)においても「夢」「郷土愛の輪」「火の手」「温泉情緒」「食品の風味」など、「を」格名詞句に自発性が認められるわけではないにもかかわらず、使役文が用いられている(「火の手」には自発性があるとする見方もあるかも知れない)。

- (44) 開会式で、紀宮さまは藤原京の研究に力を尽くしている考古・歴史学者らの労苦をたたえ、「全容がひもとかれていく過程はわたしたちの夢を広らせる。貴重な文化遺産を大切に守り受け継いでいく心が広がっていくようお祈りする」と話した。 【朝日新聞 1995.3.29】

- (45) a. 地区のお年寄りたちは根元をフラワーポットで飾るなどして「栄次郎桜」を大切にし、郷土愛の輪を広げさせている。 【朝日新聞 1997.4.30】
b. 風が火の手を東京湾の方へ広げさせ、多くの人が火と海にはさまれて逃げ

出せずに死んだ。 【朝日新聞 1985.2.3】

(46) a. 谷川沿いに地元の小さな旅館・ホテル 24 軒がへばりつくように並ぶ。その間を浴衣姿の泊まり客が露天風呂をハシゴする光景は、鄙びた温泉情緒を引き立たせる。 【朝日新聞 2002.9.2】

b. 桜葉は独特の芳香で食品の風味を引き立たせる。 【朝日新聞 2002.6.13】

これらの例における使役文の選択原理も、主語のコントロールの範囲で説明できると考えられる。例えば、(44)において他動詞文の「夢を広げる」ではなく、使役文の「夢を広らせる」が選択されているのは「夢が広がる」という事態が主語のコントロールの範囲を超えたところでの出来事であるからである。また、(45)、(46)では他動詞文も成立するが、あえて使役文が選択されているのは、使役文を用いることによって、「郷土愛の輪が広がる」「火の手が広がる」「温泉情報が引き立つ」「風味を引き立つ」という事態が主語の手(主語のコントロール)を離れたところで実現されるものだということを表すためであると考えられる。

2.5 おわりに

以上、本章では他動性と使役性に関する定義を取りあげ、他動性の原型を表す形式は有対他動詞であり、使役性を表す形式は「(さ)せ」であることを見た。そして、他動性と使役性の類似点と相違点を他動詞文と自動詞文の使役文の対立に基づいて説明を試みた。他動性と使役性の類似点は、出来事が二つ存在し、それら出来事の間に関係が成り立つことである。その二つの出来事とは、主語(使役文においては使役主)が目的語(使役文においては被使役者)に働きかけるという出来事とその働きかけを受けた目的語に変化が生じるという出来事である。他動性と使役性の相違点に関しては、先行研究では「を」格名詞句の有生・無生や「を」格名詞句の自発性・意志性の有無で説明されてきたが、本論文では「を」格名詞句の性質を見るのみでは説明できない例があることから、視点を「を」格名詞句から主語の方に移して説明を試みた。つまり、主語のコントロールの範囲が二つの出来事である働きかけの段階と変化の段階のどこまで及ぶかという違いに基づいて、他動性と使役性の違いを述べた。他動性を表す他動詞文は主語のコントロールが働きかけの段階と変化の段階の両方に及ぶことを表す形式であり、使役性を表す使役文は主語のコン

トロールが働きかけの段階には及ぶが変化の段階には及ばず、変化の段階の主体となるのは被使役者自身であることを表す形式であると述べた。

ただし、他動性と使役性の違いを主語のコントロールの範囲で説明することは、主語のコントロールの範囲を決める重要な要因となるのが「を」格名詞句の有生・無生や「を」格名詞句の意志性・自発性であることから、新しい試みではないとする見方があるかも知れない。しかしながら、「を」格名詞句の性質とは無関係に他動詞文や使役文の選択が行われる場合も含めて他動性と使役性を包括的に説明するためには、主語のコントロールの範囲という観点からそれらを捉えなければならぬと考えられる。